久留米市斎場畳敷替業務仕様書

1. 件 名

久留米市斎場畳敷替業務

2. 履行場所

久留米市斎場(久留米市高良内町4030番地1)

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和5年12月31日まで

4. 業務内容

斎場施設内の指定した場所の畳の敷替え及び、古畳の処分

5. 秘密保持

受注者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人にもらしてはならない。

6. 留意事項

- (1) 敷き替え業務は、施設利用者に迷惑のないように行うこと。
- (2) 作業日時は、発注者と打ち合わせの上、決定すること。
- (3)業務に使用する機械機具及び資材は、すべて受注者の負担とする。ただし、必要となる水道・電気に要する経費は発注者の負担とする。また、使用するにあたっては、極力節約し効率的に使用しなければならない。
- (4) 敷き替えに伴い発生した廃棄物は、適正に処分すること。

7. 暴力団排除に関する事項

- (1) 受注者は、当該業務の施工に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ① 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
 - ② 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - ③ 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに発注者と工程に関する協議を行うこと。

8. 障害者差別の解消

受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律(平成25年法律第65号)を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めるものとする。